

第8期西東京市障害福祉計画・第4期西東京市障害児福祉計画策定支援業務委託事業者
募集要項

1 概要

西東京市は、第8期西東京市障害福祉計画・第4期西東京市障害児福祉計画の策定に当たり、必要となる策定支援業務の委託事業者を以下のとおり、企画提案競技（プロポーザル方式）により、募集・選定する。

2 参加事業者の要件

この企画提案競技には、西東京市ウェブサイトからのダウンロードが可能な環境と、本委託業務の遂行に必要な能力を有し、企画提案書提出日において、次に掲げる要件を満たす事業者とする。

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札参加者の欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- （2）参加申込み時点において、西東京市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- （3）本事業において、公序良俗に反する事業又は特定の個人、政党若しくは宗教団体の支援を行おうとする者がいないこと。
- （4）西東京市契約における暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- （5）西東京市契約における暴力団排除措置要綱第3第1項に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- （6）参加意向申出時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法の更生手続開始の決定、民事再生法の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （7）直近3年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 選定の方法

第8期西東京市障害福祉計画・第4期西東京市障害児福祉計画策定支援業務委託事業者選定委員会が、企画提案競技参加者が提出する企画提案書類等及びプレゼンテーション等の内容等を審査し、業務委託候補者を選定する。

（1）第1次選定

企画提案競技への参加を希望する事業者が3者を超えた場合には、各企画提案者から提出された応募書類及び企画提案書を審査・採点し、上位3者を第1次選定通過者とする。

（2）第2次選定

第1次選定通過者による企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、第1次選定の結果及び参考見積書の内容等と併せた総合的な評価により、業務委託候補者を選定する。

ア 実施日時（予定）令和7年6月26日 午後（実施時間は別途通知する。）

イ 会場（予定）西東京市役所田無第二庁舎内会議室（詳細は別途通知する。）

ウ 時間：説明20分、質疑20分

エ 説明者等：説明は本業務を受注した場合、主に担当することを予定している方が実施すること。参加者は3人以内とする。

※プレゼンテーション及びヒアリングの実施に当たっては、社名等を提示しないものとする。

※プレゼンテーションは既提出の企画提案書のみを用いることとし、パソコン・プロジェクター等の使用は不可とする。

※詳細は、第1次選定結果通知によるものとする。

4 スケジュール（案）

（1）募集要項等配布

5月15日（木）から（西東京市ウェブサイトによる公表）

（2）参加申込書の受付

5月15日（木）から5月23日（金）午後5時まで

（3）質問受付

5月15日（木）から5月23日（金）午後5時まで

（電子メールによる受付のみとする）

（4）質問回答

5月26日（月）（西東京市ウェブサイトによる公表）

（5）企画提案書等の提出

5月23日（金）午前9時から6月6日（金）午後5時まで

（6）第1次選定

6月19日（木）

（7）第1次選定結果通知

6月20日（金）予定

（8）第2次選定

6月26日（木）第1次選定通過者によるプレゼンテーションの実施

（9）第2次選定結果通知

審査日以降、速やかに通知する。

5 募集要項等の取得

募集要項等は、西東京市ウェブサイトの「事業者向け情報」内に掲示される電子データのダウンロードにより取得すること。

6 質問の受付と回答方法

- (1) 質問の受付は、電子メールのみとし、電話、FAX、訪問等による質問は受け付けない。
- (2) 電子メールのタイトルは「【社名】西東京市障害計画等プロポーザルに係る質問について」とし、「質問書（様式1）」によること。質問書には、担当者氏名、法人名称、担当者所属、電話・FAX番号及び電子メールアドレスを記入すること。
- (3) 質問の回答は、内容を取りまとめの上、西東京市ウェブサイトの「事業者向け情報」内で公開する。

7 参加手続及び企画提案書等提出方法

- (1) 以下の提出書類一覧の書類、『ウ 企画提案書』、『エ 会社概要』及び『オ 参考見積書』11部のうち、正本1部は法人名を記載し、副本10部(複写可)は法人名のみ無記入で提出すること。
- (2) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式2）・・・1部
 - イ 誓約書（様式3）・・・1部
 - ウ 企画提案書・・・11部
 - エ 会社概要（様式任意）
（会社、法人、団体の概要が記載されているパンフレット等）・・・11部
 - オ 参考見積書（様式任意）・・・11部
 - ・ 総価（総額）を記載し、代表者印を押印する。
 - ・ 見積額は、令和7年度分と令和8年度分を作成し、それぞれ消費税相当額を含めた金額とする。
 - ・ 宛名は「西東京市長 池澤 隆史」とし、日付は令和7年6月19日とする。
 - ・ 令和7年度の金額の上限は、9,030千円（消費税込み）とする。

	件 名	様式	正本	副本 (10部)
ア	参加申込書	2	○	
イ	誓約書	3	○	
ウ	企画提案書	任意	○	○
エ	会社概要 (会社、法人、団体の概要が記載されているパンフレット等)	任意	○	○
オ	参考見積書	任意	○	○

(3) 提出方法等

- ア 受付期間

(ア)参加申込書

5月15日（木）から5月23日（金）までに電子メール、直接持参または郵送とし、5月23日（金）午後5時を提出期限（締め切り）とする。なお、電子メールのタイトルは「【社名】西東京市障害計画等プロポーザル参加申込について」とすること。

(イ)企画提案書等提出書類（イ 誓約書～オ 参考見積書）

5月23日（金）から6月6日（金）までに直接持参または郵送とし、6月6日（金）午後5時を提出期限（締め切り）とする。

イ 持参による提出

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に、『エ 提出先』に提出すること。

ウ 郵送による提出

記録が残る送付方法（書留郵便等）により、受付期間内必着とし、未着、遅延等の場合、原因の如何を問わず、受け付けることはできない。

エ 提出先

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号 西東京市役所田無庁舎
西東京市健康福祉部障害福祉課障害者支援係 計画策定担当

8 企画提案書について

計画の策定の期間は、令和7年度及び令和8年度の2年度にわたり実施するものとする。

(1) 業務の範囲

「第8期西東京市障害福祉計画・第4期西東京市障害児福祉計画策定支援業務委託仕様書（案）」のとおりとする。

(2) 本委託業務に関し、以下の項目を含めた提案を行うこと。

ア 第8期西東京市障害福祉計画・第4期西東京市障害児福祉計画策定に係る障害福祉計画等策定に向けた計画のあり方に関する事項

イ 本委託業務を実施する上での体制及び担当者、経験年数、経歴等の委託業務実施体制に関する事項

ウ 過去5年間ににおける都内区市町村（本市含む）における障害者（基本）計画、障害福祉計画等策定支援業務の受託の実績に関する事項（年度、自治体名、計画名、業務内容等）

エ 障害種別毎の利用者の動向・今後の動向分析

なお、令和7年度は、検討組織会議の開催支援等（資料作成、会議録作成等）、アンケート調査、団体等ヒアリング調査等を行うこととする。

令和8年度は市民説明会、検討組織会議の開催支援等（資料作成、会議録作成等）を行うこととし、いずれも、市民参加の手法に関する事項を含めること。

(3) 企画提案書作成・提出上の注意事項

参加事業者は、次のことに留意し、企画提案書を作成、提出すること。

- ア 企画提案書は、A 4 判30頁以内とする。
- イ タイトルは「第8期西東京市障害福祉計画・第4期西東京市障害児福祉計画策定等支援業務プロポーザル競技企画提案書」とする。
- ウ 企画提案書は、可能な限り両面印刷とすること。
- エ 過度の装飾は施さない。
- オ 白黒または、カラー印刷は問わない。
- カ 提出期限後の追加、差し替え、訂正等は認めない。

9 企画提案競技選定結果の通知

第1次選定、第2次選定とも、参加事業者全てに対し、結果を通知する。

10 契約手続等

第2次選定により決定した業務委託候補者とされた事業者は、発注者と必要に応じ、企画提案内容及び参考見積書をもとに、仕様に関する調整を行い、その後、委託契約に関する手続を行う。

11 失格事項

- (1) この要項に定める手続及び方法以外で、審査員又は関係者にプロポーザル競技に対する援助を求めた場合は、失格とする。
- (2) 提出書類の不備等
 - ア 提出方法及び提出期限に適合しない場合
 - イ 様式及び注意事項に適合しない場合
 - ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
 - エ 記載すべき事項以外が記載されている場合
 - オ 虚偽の内容が記載されている場合

12 企画提案競技の辞退

参加申込後、7（2）で定める提出書類を期限内に提出しなかった場合、プロポーザル競技への参加の意思がないものとし、辞退とみなす。

13 その他

- (1) プロポーザル競技参加に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類等は、返却しないものとする。
- (3) 提出書類等は、提案事業者が無断で審査以外の目的で使用しないものとするが、審査に必要な作業の範囲内で複製、印刷を行うものとする。
- (4) 選定結果に関する問い合わせについては、一切応じない。
- (5) 企画提案書の提出は、1 事業者につき、一の案とする。

(6) 2次選定のプレゼンテーションは、業務の担当者が行うものとする。

【担当】

西東京市健康福祉部障害福祉課障害者支援係

浅見・里・大島・松崎

住所 〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号

電話：042-420-2804（障害者支援係直通）

F A X：042-466-9666（課共用）

電子メール：f-syougai@city.nishitokyo.lg.jp（課共用）